

# 令和7年度 第31回佐世保市子ども・子育て会議 議事録(要約版)案

日時: 令和7年9月2日(火)19時00分~20時30分

場所: 佐世保市役所本庁舎 5階「庁議室」

## 議事(1) 第2期新させぼっ子未来プラン 令和6年度の実績について

### 【資料1、当日資料1-2、当日資料1-3】

#### 第2期新させぼっ子未来プラン 教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業 実績報告

委員質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
一時預かり事業について、「幼稚園在園児」「幼稚園在園児以外」と項目が分かれているが、保育所の一時預かり事業の利用人数はどちらに該当するのか教えていただきたい。 「幼稚園」という名前だけが使われているので、保育所は別のところに人数のカウントとして入っているのかなと思った。	一時預かり事業のうち、「幼稚園在園児」は、1号認定の園児が利用される部分であり、保育所については「幼稚園在園児以外」に含まれている。 一時預かり事業の「幼稚園在園児」「幼稚園在園児以外」は、国に合わせた記載となっている。
「保育所・認定こども園等」の「等」の中に、認定こども園に移行しない幼稚園が入っていると思うが、まだ私学助成を受けている幼稚園もあるので、取り扱いは丁寧にお願いしたい。	認定こども園に移行しない、新制度未移行幼稚園についても、「確認を受けない幼稚園」として、量の見込みに計上している。
「養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」に関して、実績数が増えているが、職員の業務量は追いついているのか。	令和6年度に母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うすこやか子どもセンターを設置した。 本事業は、出産後の支援として、従来は低出生体重児や一定配慮が必要な妊婦が出産されたときに訪問をしていたが、加えて、初産婦の方も訪問対象としたことによって、実績が前年度に比べて倍以上に増えた。 訪問については、委託助産師8名に依頼し行っているが、実施体制について特段、支障等は生じていない。

## 議事(3) 公立保育所・幼稚園等のあり方検討分科会の報告について

### 【資料3】佐世保市公立保育所・幼稚園等のあり方に関する提言書

委員質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
「障がい児」や「配慮をする児」という表現は、国の指針とかで使われている言葉なのか。 医療の立場で見ると、近年は「発達障害」という言い方はあまり使わず、「神経発達症」という言っており、表現が気になった。	「障がい児」という表現を使用しているのは、市の補助対象となる児童として定義しており、補助の対象にはならないが、配慮をする児童もいらっしゃるため、このような表記をしている状況である。
提言書13ページ(子ども発達センターについて) グラフを見ても小学校に上がった子どもたちが利用しているのがとても多い。 子ども発達センターに繋がるまで半年待ったという方がいると話を聞いていたが、待ち時間はだいぶ緩和されるような見込みなのか。	令和7年度からは、民間の医師の協力を受け、1名増の3名体制とし、従来よりも医師を増員したことにより、現在は、4か月待ちまで改善している。 医師不足等により、全国的にも診察待ちという状況であるが、その中で、本市は、医師を確保し、改善に努めている。
提言書8ページ 4-提言(2) 「インクルーシブ保育、幼児教育を推進すること」とあるが、何人に1人の幼稚園の先生が必要となるような基準はあるのか。	対象となる児童2人に1人の先生をつけるようにしている。 なお、ここで言う「インクルーシブ保育・幼児教育」は、人の配置という点だけでなく、障がい有無にかかわらず、一緒に保育・教育を行うという、理念的な考え方を述べている。